

令和5年度 青島こども園 入園のご案内 (2・3号認定用)

令和5年度青島こども園(2・3号認定)に入園を希望される方は、「藤枝市 幼児教育・保育施設 入所のご案内」に沿って、藤枝市児童課へお申し込みください。なお、1号認定(満3歳児～5歳児)での入園を希望される方は、園に直接お問い合わせください。

1. 青島こども園の定員 (2号・3号認定のみ)

年齢	募集人数	生年月日
0歳児	9名	令和4年4月2日～
1歳児	16名	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	16名	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	16名	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	16名	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児	16名	平成29年4月2日～平成30年4月1日

※満3～5歳児は、希望をすれば1号での入園も可能です。詳しくは園にご相談ください。

2. 申し込みから入園までの流れ

申請書の提出

受付期間 令和4年9月8日～10月8日

受付場所 藤枝市役所 児童課(西館4階)

提出書類 申込書は「藤枝市の書式」となります。

- ①教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書(児童1名につき1部)
- ②保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書(1世帯で1部)
- ③児童の状況調査票
- ③保育の利用を必要とすることを証明する書類(1世帯で1組)

審査結果の通知

藤枝市児童課で利用調整を行います。

通知時期 令和5年1月下旬(予定)

送付通知 ○承諾の場合 「保育所入所承諾書」・「内定通知」(5月以降入園の方)

●保留の場合 「保育所入所保留通知書」

入園説明会

(4月入園の方のみ) 実施時期 令和5年2月下旬(日時は後日通知)

説明会場 青島こども園

出席者 保護者および入園する児童

※5月以降入園内定の方は、入園予定の前月頃に青島こども園職員より、就労状況等の確認(電話連絡)をさせていただき、オリエンテーションの日程を決めさせていただきます。

入園日

令和5年4月1日(5月以降に内定の方は、入園月の1日)

《年度途中の申し込みについて》

令和4年10月8日以降も随時受け付けます。申込先は藤枝市児童課となります。

3. 保育料について

青島こども園へ納めていただく保育料は以下のとおりです。(2号・3号認定共通)

- 3～5歳児(2号認定) 保育料＝給食費・施設費・教育保育充実費 等**
0～2歳児(3号認定) 保育料＝利用者負担額＋施設費・教育保育充実費 等

(1) 利用者負担額の算定

利用者負担額は保育時間の認定(標準時間・短時間)、世帯の市民税の所得割額に応じた利用者負担額を藤枝市が算定し決定します。算定方法、利用者負担額の料金表については「藤枝市 幼児教育・保育施設入所のご案内」をご覧ください。

(2) 施設費・その他納付金

青島こども園では、特定負担金額として施設費・その他納付金を納めていただきます。

(1カ月当たり)	1号認定 (満3歳・3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)	3号認定 (0～2歳児)
給食費	5,200円 (主食費 700円 副食材料費 4,500円)	7,000円 (主食費 1,000円 副食材料費 6,000円)	0円
施設費	3,100円	3,100円	1,500円
教育保育充実費	500円	500円	500円
その他納付金	1,500円	1,500円	500円
P T A会費	200円	200円	200円
合 計	10,500円	12,300円	2,700円

上記表は令和4年度のもので、令和5年度については、令和5年2月に決定します。

注①) P T A会費は在園している兄弟がいる場合、下の子は100円となります。

注②) その他納付金は、スポーツ振興センター保険料などの各自必要経費を月額換算した額です。
過不足を3月に精算します。

注③) 満3歳から5歳児の副食材料費の免除については、藤枝市より認定を受けた方のみ免除となります。
対象者は世帯状況によって決定されます。

☆満3歳から5歳児で入園または進級される方は、1号認定・2号認定にかかわらず、入園事務手続き手数料3,000円がかかります。詳しくは、園にお問い合わせください。

(3) 延長保育料について

2号・3号認定を受けている方は、開所時間内において、1日の保育時間を超えてこども園を利用する場合は、時間外(延長)保育料が発生します。青島こども園の場合は以下の通りです。

保育短時間認定	送迎時間の実時間が保育時間(8時間)を超える場合	1時間以内 100円 以後1時間につき100円加算
保育標準時間認定	7:00~18:00の利用時間を超える場合 (18:00~19:00の時間帯を利用した場合)	1時間以内 100円

※保育時間の認定は藤枝市で行います。詳しくは、「藤枝市 幼児教育・保育施設入所のご案内」をご覧ください。

4. 入園にあたっての注意事項

(1) 青島こども園の休園日等

①日曜日

②国民の祝日

③12月29日から1月3日まで

◎保護者の申出により希望者のみ保育する『希望保育』の期間があります。

概ね8月11日~16日を含む1週間(夏季休業希望保育)

概ね12月27日・28日・1月4日(冬季休業希望保育)

概ね3月28日~31日 (年度末希望保育)

◎土曜日は、時間短縮で保育を実施しています。保護者が土曜日に就業している場合、対象となります。休業日で家庭での保育ができる場合には、家庭での保育となります。

(2) 保育時間(保育認定)

・開所時間

月~金曜 午前7時00分~午後7時00分

土 曜 午前7時00分~午後5時00分

※利用できる時間は保護者の就労時間に通勤時間を加えた時間となります。

・延長保育時間

保護者の勤務状況等を考慮し、保育時間を延長しています。

希望する人は、必要な延長時間とその理由を園に申し出てください。

18時以降の利用は延長保育料がかかります。

(3) 慣らし保育(入園後に行います)

入園した園児が園に慣れるまでの間は、短時間の保育となります。

年齢や個人差はありますが、概ねの降園時間は以下のとおりとなります。

期 間	保 育 時 間	備 考
入園 第1週	8時30分 以降 12時まで	昼食を食べて降園
入園 第2週	8時30分 以降 15時30分まで	午後のおやつを食べて降園
入園 第3週	「保育時間申請書」で申請した時間、利用で可能	

注) 第2週~第3週は、お子様の様子によって降園時間が多少変更となる場合があります。

この期間は、保護者の迎えの時間が早くなります。勤務及び勤務予定の方は、送迎に支障のないよう勤務先等の理解を得るようにしてください。

(4) 退園

次の場合には2号認定は1号認定への変更手続き、3号認定は退園手続きを行ってください。

○家庭で保育できるようになった場合（保育要件に該当しなくなった場合）

- ・仕事を退職または休職した場合（1年以上の育児休業を含む）
- ・疾病、負傷等が回復した場合
- ・同居の要介護者の介護が不要になった場合 等

次の場合は退園となります。

○保育料を滞納した場合

○市内の幼稚園に転園する場合

※藤枝市から他市町村へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは保育できます。

転出した翌月以降も、利用されたい場合は手続きのうえ利用できるようになります。

※育児休業について

既に在園している園児がいて、第2子以降出産にあたり保護者が育児休業を取得した場合、第2子以降が1歳を迎えた次の4月入所及びそれに伴う職場復帰に限って、在園児の2号・3号での継続入園は認められます。

あらかじめ育児休業を上記以降も取得される場合は、保育の必要性がないと判断されません。

2号認定の子は退園もしくは1号認定への変更、

3号認定の児童は退園

していただくこととなります。

(5) 転園について

こども園入園後に市内転居や転職により他の保育園やこども園(2・3号認定)への転園を希望する場合は、「年度途中転園希望書」を提出していただきます。希望する方は、青島こども園事務室までお申し出ください。藤枝市児童課より調整していただき、転園できる場合は児童課より電話連絡があります。

市内の幼稚園に転園する場合は、退園となります。